

取扱説明書

アールエコ小型合併処理浄化槽

HS-5、7、10 型

ARECO

株式会社 アールエコ

安全のために必ずお守りください

浄化槽をご使用の前に、この「取扱説明書」をお読みのうえ正しくお使いください。

お読みになった後は、いつでも見られる場所に必ず保管してください。

警告・・・1) 消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

- ① 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- ② 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤受け(筒)に入れないでください。
これらの注意を怠ると、発火・爆発、有毒ガスを生ずるおそれがあります。

警告・・・2) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- ① マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
- ② マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。
- ③ マンホール・点検口などの蓋は、子供にさわらせないでください。
これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

警告・・・3) 荷重による器物破損・傷害事故防止

通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

警告・・・4) 感電・発火、巻き込まれ事故防止

- ① ブロワーのカバー・制御盤の扉は、開けないでください。
- ② ブロワー・制御盤の近く(約 50cm)には、ものを置かないでください。
- ③ 電源コードの上には、ものを置かないでください。
- ④ 電源プラグは、ほこりが付着していないか、1年に1回以上は確認してください。
- ⑤ ブロワー・制御盤などの電気系統が故障した場合は、維持管理業者または専門の工事業者に連絡してください。
これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

美しい水に甦らせる合併処理浄化槽

□ 生活雑排水も処理する合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレを水洗化して快適な生活を営めるようにするだけでなく、水質汚濁の最大の原因である生活排水もきれいに処理してくれるのです。

生活排水の汚濁度合の指標である BOD 量は、1 人 1 日当たり 40g (BOD 濃度として 200mg/L) とされていますが、オールエコ合併処理浄化槽 HS 型では放流水の BOD 量を 4g 以下 (BOD 濃度として 20mg/L 以下)^{※1} に減らしてしまいます。

BOD 量が多い生活雑排水が未処理で流されている汲み取り便所や単独処理浄化槽^{※2}に比べると、合併処理浄化槽の処理効果は非常に大きいのです。

□ 大臣認定の合併処理浄化槽

このように合併処理浄化槽は生活環境の向上に重要なものであり、その構造は国の法律である建築法規に定められていて、法に定められた構造のものでなければ設置し使用することはできません。(ただし終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除きます。)

法に定められた構造のものとは次のいずれかのものです。

1) 国土交通大臣が定めた構造基準に合致している構造のもの

これを構造基準の合併処理浄化槽または告示の合併処理浄化槽といいます。

2) 国土交通大臣が認めた構造のもの

これを大臣認定の合併処理浄化槽といいます。

オールエコ合併処理浄化槽 HS 型は大臣認定の合併処理浄化槽です。

オールエコ合併処理浄化槽 HS 型は、財団法人日本建築センターの性能評定を受け、建築基準法施行令第 35 条の規定に適合することを認める国土交通大臣の認定及び建築基準法施行令第 136 条の規定に適合することを認める国土交通大臣の型式適合認定を受けています。

※1 流入水量や流入水質によって変動する場合があります。

※2 単独処理浄化槽の新設は原則として認められていません。

ご使用の前に

このたびは、アールエコ合併処理浄化槽をご採用いただきましてありがとうございました。
この説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。

なお、お読みいただいた後は、いつでもご使用できるよう大切に保管しておいてください。

1. 浄化槽の届出は済んでいますか？

浄化槽を設置する際は建築基準法及び浄化槽法により、どのような場合にも関係官庁に事前に申請手続きが必要です。まだお済みでない場合は所定の申請書を提出して許可を受けて下さい。

2. 維持管理契約をされていますか？

浄化槽法により、保守点検が義務づけられています。保守点検専門業者に依頼して下さい。

保守点検業者に付きましては、浄化槽を設置した工事店か、お近くの弊社営業所にお尋ね下さい。

適切な維持管理がなされていない場合は、保証できないこともあります。

3. 保証書はありますか？

保証書がない場合は、お近くの弊社営業所までご連絡下さい。

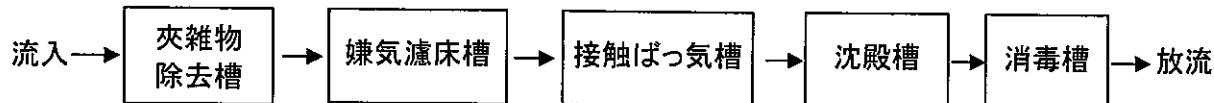
..... 目 次

1. 浄化槽のしくみ.....	P.4
2. 浄化槽の正しい使い方.....	P.5
3. 維持管理と法定検査.....	P.6

1.浄化槽のしくみ

合併処理浄化槽はトイレ汚水と生活雑排水とを併せて、嫌気性微生物と好気性微生物の働きを利用して浄化する装置です。

濃縮嫌気濾床接触ばっ気方式



夾雑物除去槽

流入汚水中の粗大固形物や浮遊物を分離し、嫌気濾床槽へ移送する。

嫌気濾床槽

夾雑物除去槽から移流した汚水中の固形物や浮遊物を分離し、濾材に付着した嫌気性微生物の働きで有機物を分解処理する。

接触ばっ気槽

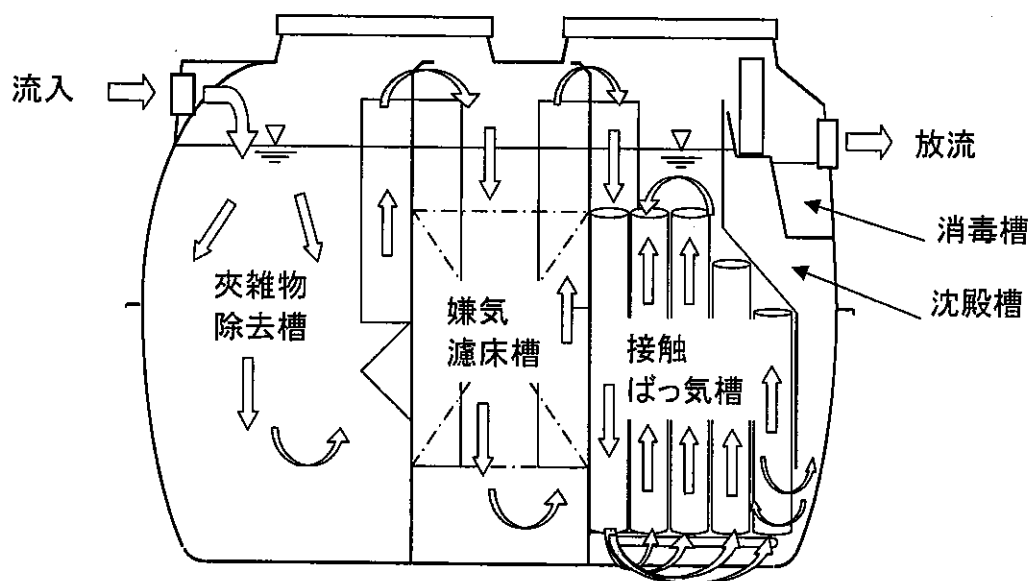
ブローで空気を送り、濾材に付着・増殖している好気性微生物の働きで汚水中の有機物を分解する。

沈殿槽

接触ばっ気槽からのSS分を含む処理水を沈殿分離し、上澄水を消毒槽に移送する。

消毒槽

処理水を塩素系消毒剤で消毒して放流する。

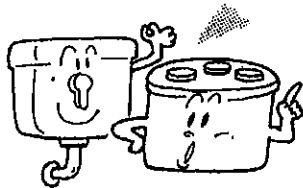


2.浄化槽の正しい使い方

一般的留意事項

浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められています。ご協力ください。

1. トイレの洗浄水は適正量（一般的には1人1日40～60ℓ）を流してください。



2. 殺虫剤、洗剤、防臭剤、硫黄性入浴剤等の内、浄化槽の正常な機能を妨げるものは流さないでください。便器やタイルの掃除に薬剤を使わないでください。



3. トイレにはトイレットペーパー以外の物（紙おむつ、衛生用品等）を流さないでください。

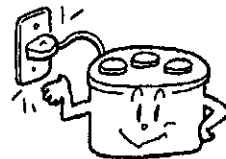
4. 天プラ油等の油脂類や料理くず等は流さないでください。



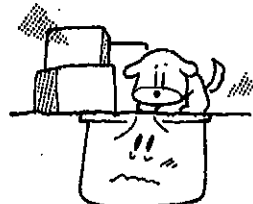
5. 出来るだけお風呂の水と洗濯排水を同時に流す「排水ラッシュ」を避けてください。

6. 工場廃水、用水、雨水等その他の特殊な排水を混入させないようにお願いします。

7. 浄化槽（ブロー等）の電源は切らないでください。

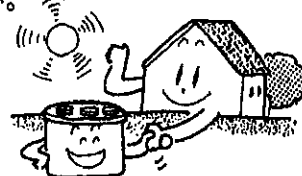


8. 浄化槽の上部又は周囲には保守点検や清掃に支障をおよぼすおそれのある構造物は設けないようにお願いします。



9. 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないでください。

10. 通気装置の開口部はふさがないでください。



11. 浄化槽に故障又は異常が認められたときは、直ちに浄化槽維持管理者にご連絡ください。

留意事項…ブローの電源は、防水型コンセントになっていますか？ そうでない場合は、防水型コンセントに取り替えて下さい。
ほこりが付着したり、接続が不完全な場合は、感電や火災の生ずる恐れがありますのでご注意ください。

3.維持管理と法定検査(有料)

浄化槽の維持管理は、「浄化槽法」により管理者(設置者)に義務づけられています。浄化槽の保守点検、清掃等の維持管理には、それぞれ技術上の基準があり、専門的な知識と技術が要求されます。

維持管理は、都道府県に登録されている保守点検業者に委託契約してください。

□ 維持管理の内容

浄化槽の維持管理には保守点検と清掃があります。

保守点検

浄化槽周辺の状況確認
浄化槽内部及び外部配管の点検
付属機器類(ブロワ等)の点検・調整・部品交換等

清 掃

浄化槽内の汚泥の引き出し・洗浄
汚泥量の調整

□ 保守点検頻度

環境省令で定められた保守点検及び清掃に関する技術上の基準に従ってください。

□ 清掃の時期と頻度

清掃の時期及び頻度は保守点検を行う技術者の判断にお任せください。

汚泥引き抜き等の浄化槽の清掃は、市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

□ 法定検査

法定検査には次の2種類の検査があります。

7条検査

使用開始後 ^{3~5}6~8ヶ月の間に受けなければならない検査です。

11条検査

毎年1回受けなければならない検査です。

いずれも浄化槽が適正に設置され、保守点検や清掃が規定通りに実施されて浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを検査するものです。

保証期間

浄化槽及びブロワ等の駆動部の保証期間は以下のとおりです。詳細は「保証書」に記載していますので、ご確認ください。

浄化槽本体 ……設置後3年間

ブロワ等の駆動部 ……設置後1年間